



平成 27 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 平林 朗
(コード番号 9603 東証第一部)
問 合 せ 先 本社総務グループ
グループリーダー 滝田泰彦
(TEL 03-5908-2090)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、来年 1 月に開催予定の定時株主総会に「定款一部変更件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条(目的)の事業目的の文言を追加し、一部を修正して、当社及び当社のグループ会社を通じた事業活動の多様化及び今後の事業展開に備える。
- (2) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、平成 27 年 5 月 1 日から施行されている「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」という。)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行できるようにする。
- (3) 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化されるとともに、他方では責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行う。
- (4) 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設して、機動的な資本政策及び配当政策を図れるようにする(但し、この規定の新設は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除することを目的としていない)。

2. 定款変更の内容

別紙の「定款変更案新旧対照表」のとおり。

3. 日程

平成 28 年 1 月 27 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会においてご承認いただき、当該株主総会の終結の時をもって変更の効力が生ずるものとします。

以 上

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (条文省略)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 旅行業法に基づく旅行業 (新 設)	1 (現行どおり)
2 旅行用品、民芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、医薬品及び用雑貨の販売及び輸出入業務	2 <u>インターネットを利用した情報提供サービス、並びに宿泊施設、観光施設、飲食店等の予約の代理、媒介又は取次業務</u>
3 生命保険及び少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務	3 (現行どおり)
4 損害保険代理業	4 (現行どおり)
5 ホテル・飲食店の経営	5 (現行どおり)
6 テーマパーク並びに、アミューズメント及びアメニティ施設の経営 (新 設)	6 (現行どおり)
(新 設)	7 (現行どおり)
(新 設)	8 <u>観光地の開発及び観光施設に関する事業</u>
(新 設)	9 <u>健康保養施設の開発、運営に関する事業</u>
(新 設)	10 <u>医療情報の調査及び提供並びに健診・検診、検査等の斡旋に関する事業</u>
(新 設)	11 <u>結婚式場、披露宴会場、貸衣装のコンサルタント業務並びにブライダル関連物品の斡旋及び販売</u>
7 出版業	12 (現行どおり)
8 広告業	13 (現行どおり)
9 不動産の売買・賃貸・管理並びにその仲介 (新 設)	14 (現行どおり)
(新 設)	15 <u>宅地建物取引業</u>
10 航空運送事業	16 <u>駐車場業</u>
11 海上運送事業	17 (現行どおり)
12 自動車運送事業	18 (現行どおり)
13 金融業	19 (現行どおり)
14 両替業	20 (現行どおり)
15 資金決済に関する法律に基づく資金移動業	21 (現行どおり)
16 割引クーポンの販売 (新 設)	22 (現行どおり)
	23 (現行どおり)

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>17 官庁、団体、企業等への申請及び届出をするためのコンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託業務</p> <p>18 <u>人材派遣業務</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>19 前各号に付帯する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条から第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>24 <u>商品券・プリペイドカードの発行及び販売並びに取り次ぎ事業</u></p> <p>25 <u>総合リース業</u></p> <p>26 (現行どおり)</p> <p>27 <u>労働者派遣事業</u></p> <p>28 <u>自然エネルギー等による発電及び電力の供給</u></p> <p>29 <u>電力小売事業</u></p> <p>30 <u>家庭用・サービス用ロボットの研究、開発、製造及び販売</u></p> <p>31 <u>園芸農業、畜産農業、養鶏業、農場及び牧場の経営又は管理並びにこれらを行う法人に対する出資又は投資</u></p> <p>32 <u>園芸農業、畜産農業、養鶏業、農場及び牧場により生産される物資の加工及び販売</u></p> <p>33 <u>林地の維持又は取得、山林の管理及び運営、育林業並びに林産事業の経営</u></p> <p>34 <u>漁業</u></p> <p>35 (現行どおり)</p> <p>36 <u>前各号の事業に対する投資及び融資</u></p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">1 <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2 <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 20px;">3 <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条から第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条から第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当会社に取締役 <u>12 名以内</u>を置く。 (新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (新 設)</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 11 条から第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当会社に取締役 <u>16 名以内</u>を置く。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、株主総会において解任する。</u></p> <p>② <u>監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を</u></p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② <u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後 1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた</u></p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会招集の通知は、<u>会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項についての議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会の運営その他に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の報酬等)</p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(員 数)</p> <p>第 22 条 <u>当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第 23 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第 24 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役</u></p>	<p>第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 <u>25</u> 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第 <u>26</u> 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>第 6 章 <u>取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 <u>29</u> 条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 <u>30</u> 条 <u>監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 <u>31</u> 条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 <u>会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 <u>32</u> 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委員会がこれを行う。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 <u>33</u> 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u></p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>取締役会の決議をもつて、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)</u>及び<u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、</u>当社に対する損害賠償責任に関し、<u>会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 28 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 29 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日最終の株主名簿に記録され</u></p>	<p>の終結の時までとする。</p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議されなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 34 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>(<u>会計監査人の損害賠償責任の一部免除</u>)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、<u>法令が定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる</u>当社に対する損害賠償責任に関し、<u>会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 10 月 31 日とする。</u></p>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>た株主又は登録質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 <u>30</u> 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>31</u> 条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 <u>40</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役</u> <u>の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>平成27年10月31日に終了する事業</u> <u>年度に関する第35回定時株主総会(平成</u> <u>28年1月27日開催)の終結前の会社法</u> <u>第423条第1項の行為に関する監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)の責任の免除</u> <u>及び監査役と締結済の責任限定契約につ</u> <u>いては、なお同定時株主総会の終結に伴う</u> <u>変更前の定款第27条の定めるところによ</u> <u>る。</u></p>